

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たるの翌日が休日には、その日)

◇運管告示

目

次

参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長等の選任

参議院議員通常選挙における各候補者の所属の班及び選挙分会長が事務を行う場所

参議院地方選出議員選挙における立会演説会の開催計画及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時等

参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式

参議院議員通常選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

参議院地方選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等

参議院地方選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序のくじを行う日時等

参議院全国選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序のくじを行う日時等

参議院全国選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序のくじを行う日時等

参議院地方選出議員選挙において候補者一人につき選挙運動に関する支出來できる金額

参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所等

個人演説会を開催することができる施設の指定を指定した旨の報告

個人演説会を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告

◇参議院地方選出議員選挙選長告示 参議院地方選出議員選挙において選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う日時等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

昭和五十二年七月十日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務代理人を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一條の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 選挙長 倉吉市天神町七〇〇番地二 進木 進
 二 選挙長の職務代理者 鳥取市片原五丁目一七七番地 増田 裕夫
 三 選挙分会長 倉吉市天神町七〇〇番地二 進木 進
 四 選挙分会長の職務代理者 鳥取市片原五丁目一七七番地 増田 裕夫

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

昭和五十二年七月十日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を行う。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

昭和五十二年七月十日執行の参議院地方選出議員選挙における立会演説会の開催計画を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百五十五条第一項及び第二項の規定により次のとおり定めたので、同法同条第一項の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 立会演説会の方法
 班別編成の方法

二 立会演説会を開催する予定の日時及び会場

							月 日 曜日 時 間	開催市町村	会場
"	六月二十一日	"	火	午後一時三十分	"	"	"	鳥取市	鳥取市民会館大ホール
"	二十二日	水	"	"	"	"	"	岩美町	岩美町中央公民館講堂
"	二十三日	木	"	"	"	"	"	郡家町	郡家町中央公民館大集会室
"	二十四日	"	"	"	"	"	"	若桜町	若桜町山村開発センター集会室
"	二十五日	木	午後七時三十分	"	"	"	"	若桜町	若桜町山村開発センター集会室
"	二十六日	金	"	"	"	"	"	智頭町	智頭町総合センター大集会室
"	二十七日	"	"	"	"	"	"	鳥取市	鳥取市民会館大ホール
"	二十八日	土	午後一時三十分	鳥取市	鳥取市	鳥取市民会館大ホール	"	"	"
"	二十九日	日	午後七時三十分	氣高町	氣高町	氣高町市民体育館	"	"	"
"	三十日	火	"	東郷町	東郷町	東郷町立桜小学校体育馆	"	"	"
土	一日	木	"	三朝町	三朝町	三朝町山村開発センター町民大集会室	"	"	"
"	二日	金	"	午後一時三十分	午後七時三十分	鳥取市	"	"	"
"	午後一時三十分	"	"	"	"	東伯町	東伯町中央公民館大會議室	東伯町	東伯町中央公民館大集会室
"	西伯町	境港市	名和町	名和町老人福祉センター集会室	倉吉市	倉吉福祉会館ホール	境港市市民会館ホール	西伯町	西伯町中央公民館大集会室

	午後七時三十分	米子市	米子市立明道小学校体育館
"	三日	日	日南町
"	午後一時三十分	日野町	日南町中央公民館大集会場
四日	午後七時三十分	日野町	日野町山村開発センター大集
月	午後一時三十分	会室	
	米子市	米子市公会堂大ホール	

を次のとおり定めたので、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二条の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

一 日 時 昭和五十二年六月十八日 午後五時十分

二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数及び演説の時間

候補者の数 五人以内

演説の時間 候補者が三人以内の場合 四十分以内

候補者が四人以上の場合 三十分以内

四 立会演説会における演説の順序を決める期間の区分

昭和五十二年六月二十一日開催の鳥取市民会館大ホールから六月二十八日開催の三朝町山村開発センター町民大集会室まで及び昭和五十二年六月二十八日開催の倉吉福祉会館ホールから七月四日開催の米子市公会堂までの二期間

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和五十二年七月十日執行の参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を、次のとおり定める。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

昭和五十二年七月十日執行の参議院地方選出議員選挙における立会演説会において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百五十六条の二第二項に規定する各候補者の所属の班及び期間を二に分けた各期間の最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時及び場所

裏
折目表
折目

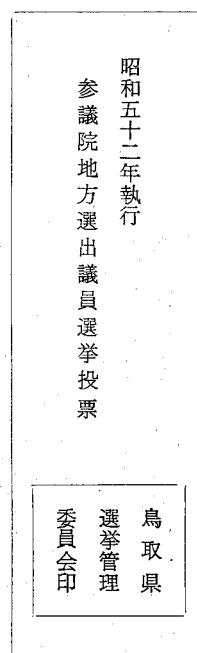
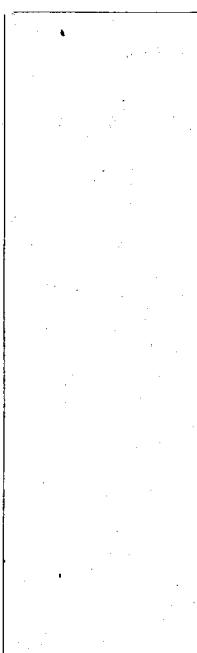
- 備考
- 用紙は、薄い黄色とし、文字は、黒色のインクで印刷する。
 - 鳥取県選舉管理委員会の印は、刷込式とする。

こうほしやしみい 候補者氏名	○ 注意
	<p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>

昭和五十二年執行 参議院地方選出議員選挙投票	
鳥取県 選挙管理 委員会印	

裏

表



裏
折目

備考

- 1 用紙は、白色とし、文字は、赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

こうほしやしみい 候補者氏名	

○ 注 意

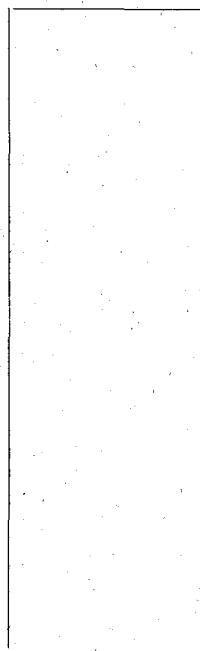
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

表
折目

昭和五十二年執行 参議院全国選出議員選挙投票	
鳥取県 選挙管理 委員会印	

裏



表

昭和五十二年執行 参議院全国選出議員選挙投票	
鳥取県 選挙管理 委員会印	

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和五十二年七月十日執行の参議院議員通常選挙における不在者投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和五十二年七月十日執行の参議院地方選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和五十二年六月十九日 午後五時十分

二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

昭和五十二年七月十日執行の参議院全国選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第六十八条第一項の規定により次のとおり定めたので、同規程同条同項の規定により告示する。

(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和五十二年六月十九日 午後五時十分

二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和五十二年七月十日執行の参議院全国選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第六十八条第一項の規定により次のとおり定めたので、同規程同条同項の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和五十二年六月二十五日 午前十時

二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

昭和五十二年七月十日執行の参議院地方選出議員選挙における選舉公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第五十八条の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和五十二年六月二十六日 午後五時十分

二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

昭和五十二年七月十日執行の参議院地方選出議員選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、千百四万五千六百円であるので、同法第二百九十六条の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

施設の名称

所 在 地

鳥取市吉岡温泉館

鳥取市吉岡温泉町七四九番地

國府町就業改善センター

國府町大字宮下六三ノ一五

河原町隣保館

河原町大字曳田九八二番地一

下曳田集会所

河原町大字曳田三五六番地

中井二集会所

河原町大字中井一〇五番地六

下佐貫集会所

河原町大字佐貫一〇七七番地一一

智頭町総合センター

智頭町大字智頭二〇七六番地二

赤崎農業管理センター

日野町根雨一三〇番地一

日野町山村開発センター

日野町大字江尾五〇五番地

一
選挙会

昭和五十二年七月十日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

二
選挙分会

場所 鳥取県東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁第四応接室

日時 昭和五十二年七月十三日 午後一時

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二百六十二条第一項第三号に規定する施設の指定を解除した旨、大栄町選挙管理委員会から報告があつたので、次のとおり告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二百六十二条第一項第三号に規定

定する施設を次のとおり指定した旨、鳥取市選挙管理委員会、國府町選挙管理委員会、河原町選挙管理委員会、智頭町選挙管理委員会、赤崎町選挙管理委員会、日野町選挙管理委員会及び江府町選挙管理委員会から報告があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

章

指定を解除された施設の名称

所 在 地

大谷公民館 大栄町大字大谷一四三一番地
妻波公民館 大栄町大字妻波七一五番地
栄町民体育館 栄町大字下種三七二番地四

参議院全国選出議員選挙選挙分会長告示

参議院全国選出議員選挙選挙分会長告示第一号

昭和五十二年七月十日執行の参議院全国選出議員選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

参議院全国選出議員選挙選挙分会長 進 木 進

一 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
二 日 時 昭和五十二年七月七日 午後五時二十分

昭和五十二年六月十七日

参議院地方選出議員選挙選挙長 進 木 進

一 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
二 日 時 昭和五十二年七月七日 午後五時十分